

中津森村

〔都 留 市〕

中津森村は、桂川に金井で合流する大幡川に沿った山あいであり、やや開けた平坦地にある。この大幡川はこの西側にそびえる三ツ峠や清八山などの山々から流れ落ち、この谷間を東流して桂川に落ちるが、その支流である加畑川流域とともに一つの地域的なまとまりをもっている。この東流する谷川に沿った南斜面は、古くから人々が住んで開発が進んでいたことは、縄文時代以来の注目すべき遺跡が数多く残されていることからわかる。

平安末には秩父平氏の流れと考えられる小山田氏が都留郡に移り住み勢力を張ったが、いつの頃から不明であるが、館を構え中津森殿とよばれるようになっていった。その館は大幡川の左岸段丘上にあったとされ、その跡は金井にある（金井村の項参照）。この館は中津森館と称され、『勝山記』『妙法寺記』によれば、大永七年（一五二七）「中津森ノ殿様百ツボニ御家造り玉フ」と記されており、享禄三年（一五三〇）には「中津森ノ御所炎上」と記されている。この後享禄五年（一五三二）に谷村城に移ったが、天正十年（一五八二）に小山田氏は滅亡した。このように小山田氏の居館の所在地として中津森は郡内の一中心地であった。

以後近世前期寛文検地までの中津森村とは、金井・薄原・平栗・加畑・川棚五か村を含む、大幡川下流域とそれに合流する加畑川流域をもって一村を形成していたのであり、谷村の北側に隣接するかなり広い地域であった。それが、寛文検地で五か村が分立したため、村絵図にみるように特に金井村との間では耕地等が互に入組んだままとなった。そして、他の周辺の村々との間に出・入作関係が多く生じることとなった。その出・入作関係を享保十二年（一七二七）の「中津森指出帳」でみると次のようである。

中津森村の村高は二二六石五斗余であるが、このうち田高一六五石八斗余、畑高五八石余である。これに對して、入作一三石六斗余、出作五八石七斗余となっている。村高の六パーセントは金井・薄原・平栗・大幡からの入作であり、下谷村・金井・薄原・平栗へは村高の二六パーセントにもあたる出作をしているのである。このような状態の中で中津森・金井両村の間では、立会いの上両村の村絵図を作製する必要がある

じ、宝暦十三年（一八四二）十月、ここに掲げた村絵図が作られた。したがって、この両村にわたる村絵図の眼目は、両村耕地の入組みを明らかにすることにあつたら、他の部分はかなり省略されている。そして、ほとんど字名などの記入されていないものとなっている。

いかに耕地の区分に眼目があるにしても、両村立会で作られた村絵図である以上、両村の境はどこにあるのか気がかりであるが、この村絵図には示されていない。では両村の村境はどこにあったのか、別にこの冊子に収録されている金井村村絵図（一四）を見ると、これにも同様に村境は示されていない。しかし、金井村村絵図では村境に関わる記述が何か所がある。それは、前図では両村「田畑」を色分けしていたのに対し、「両村」そのものを色分けしていることである。つまり前図では金井村内中央に、南北に五か所の中津森村の田畑を示しているのみであるが、金井村村絵図では、これが四枚の畑と一枚の



中津森の遠景



春日神社

田であることを示すとともに、この田から西へ帯状に中津森の村域が連なっていることが示されている。そして中津森の村域は、途中で南北に金井村分の田畑三枚が大幡川まで連って中断されている。このため、その中津森村域の東分では、金井村分の江戸ノ前田を含む三枚の田が飛地状となり、西分では、同様に馬場ノ田と上川原田とが飛地となっている。それによって、金井村分三枚の田畑が両村の境界となっているため、そこに金井・中津森境の旨が記されているのである。

この点に関しては、この村境の三枚の田畑は、宝暦十三年の図では南北に連続していない。字「はしりうて」と書かれた北側が切れ、ここで金井村分のこの田は飛地のように書かれ、中津森村域は東西に続いているようである。これは、宝暦以後文政期までの間に変わったのであろうか。検討の必要な点であろう。

またこの両村の境に関しては、『甲斐国志』では、ここに掲載した文化三年「中津森村指出帳」最初の後筆部分と同文が記されている。「東ハコウチ坂江戸ノ前橋端迄並ニ金井ト境」とあるとおりとすると、金井村村絵図の「こうり坂」とそこから南にのびる道が両村の境となるわけである。このようだとすると、この三枚の田畑は中津森村域への飛地ということだろうか。これもまた検討しなくてはならない点であるといえよう。

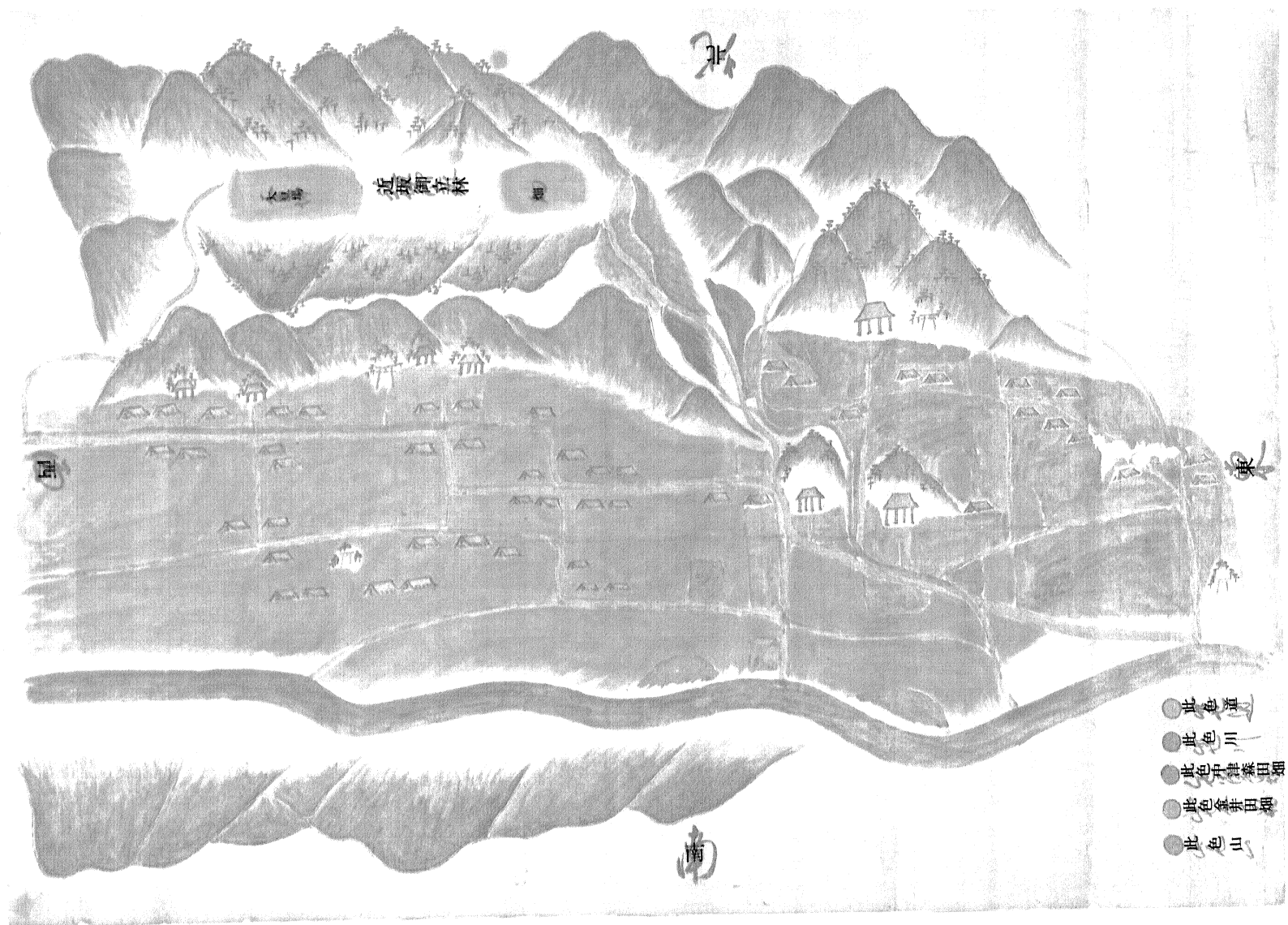
ともあれ、両村の関係は、他村での例にみるように村境を一線をもって画することのできるようなものではなかったのである。それが金井村絵図で「金井・中津森境」としか書きようのない、あいまいな表記を生んだのであった。この宝暦十三年の両村村絵図では近坂峠からの中央南北の道がほぼ両村の境となる。

すでにみたように中津森村は、大幡川を利用して川沿いには水田が開けている。村高のうち約七三パーセントを田高が占める郡内地方では水田にめぐまれた村柄であった。しかし、百姓は男は耕作の間に薪を取って渡世し、女は絹かせぎで渡世していると、享保十二年（一七二七）の指出帳にあるように、山稼ぎと養蚕・絹細織への依存は大きかった。山稼ぎについては、この村絵図にもあるように近坂御立林内にある大豆場や山畑での耕作を含め、黒畑山や大幡山で得る薪炭・秣まぐさは、日常の生活をささえていた。特に薪炭は谷村等で売られ、大きな現金収入となっていた。また絹細織も、享保期で四〇〇疋の生産があり、このうち一五〇疋は自家産のマユで織られ、二五〇疋ほどを他から購入の糸で織られていた。この自家製の糸で織るものだけで年間一二七両の売上げがあり、種代・紺屋染代・桑代等七〇両を差引いて五七両の利益となった。また

養蚕によるマユは一六五石の生産があり、八二両の売上げであるとも書かれており、それへの依存の大きい状態を知ることができる。この享保十二年は家数五八軒・人数三五四人であるから、一軒平均三・六両の売上げが養蚕と絹細織で得られたこととなる。

この村絵図からは、このような村内の生産の様子を直接には知ることができないが、しかし、大幡川からの三本の水路は、この水路に沿って開かれた水田が想像できるし、享保十二年の指出帳にある紺屋二軒は、この水路を利用して絹を染めていたことを知せてくれる。また近坂の御立林の広がりには、秣まぐさや下枝が刈られ、一軒一頭平均ともなる頭数の牛馬を養い、刈敷や馬屋肥として田畑に用いられていたことをも教えてくれる。

なお、文化三年（一八〇六）の「村明細帳」によると、家数六五軒・人数三三〇人、馬二〇疋を数える。昭和五十五年の世帯数・人口は、一七四世帯・七四三人である。



右は式部村立会村絵図仕立指図候通相違無

御座候以上

甲州郡内領

中津森村

名主 善五左衛門

組頭 次郎右衛門

百姓代 藤左衛門

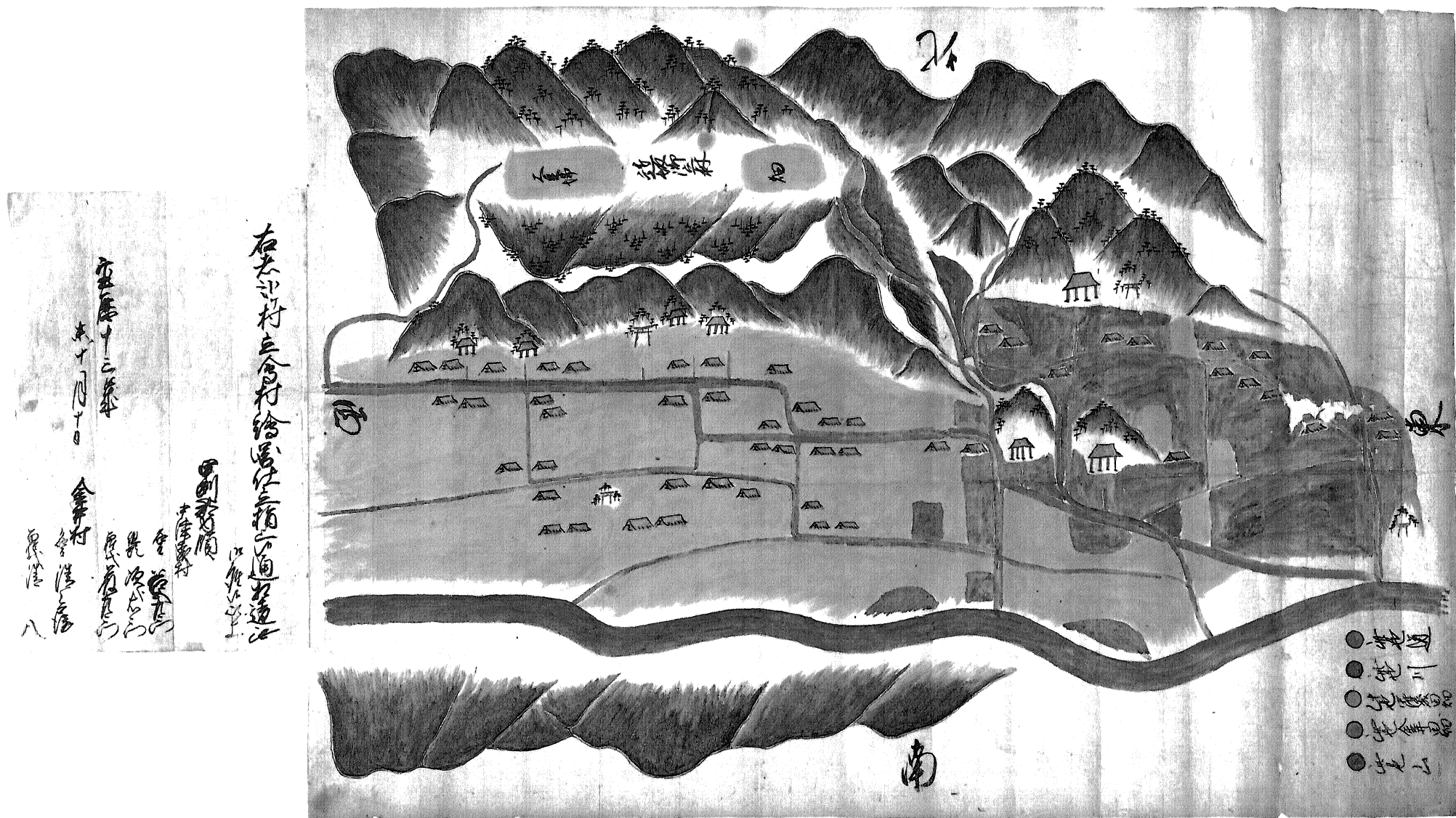
金井村

名主 清兵衛

百姓代 清八

宝暦十三年

未ノ十月十日



15 宝暦13年(1763)10月 中津森村絵図 小林健策家蔵 498×883

都留市史

資料編 都留郡 村 絵 図 集
村 明 細 帳

享保十二年(一七三〇) 中津森村差出帳

(表紙) 享保十二年分

慶応二寅年四月二日写

甲州都留郡中津森村

差 出 帳

寛文九己酉年

秋元但馬守様御代百姓仲ヶ間検地

但シ水帳式冊

一 高貳百貳拾六石五斗八升六合

甲州都留郡 中津森村

内 貳百貳拾四石壹斗四升八合

当村古来高

貳石四斗三升八合 子ノ年近坂分下初狩より入

是は下初狩村分近坂山之畑、右は御公儀様へ上ヶ地

ニ罷成、永々荒地ニ罷在候処、秋元但馬守様御預り

之内、元禄九子年より下初狩村取七ツ五分之納半納

ニ取三ツ七分五厘ニて、高反別共ニ当村へ被仰付候

此反別貳拾貳町壹反四畝四歩

内 八反七畝三歩 近坂分

内

高百六拾五石八斗八升八合

田町合拾三町五反拾三歩 但シ稲は永米・上州・

(桑之) 原上□作申候

高五拾八石三升五合

畑町合八町六反三畝廿壹歩 但シ稗・粟・大根・

な・大豆作申候

右田畑記

高三拾六石六斗九升四合

上田貳町三反六畝貳拾貳歩 壹石五斗五升代

内壹畝拾四歩 前々永引

残り貳町三反壹畝拾八歩 有 反

高七拾壹石八斗八升三合

中田五町三反貳畝拾四歩

内三畝拾歩

残り五町三反拾六歩

高三拾九石八斗五升六合

下田三町六反貳畝拾歩

内八畝拾七歩

残り三町四反七畝拾六歩

高九石五斗九升九合

下々田壹町六畝貳拾歩

内壹畝六歩

残り壹町四畝拾九歩

高七石八斗五升六合

見附田壹町壹反貳畝七歩

内壹反三畝貳歩

残り壹町壹畝拾壹歩

田五畝歩

高拾四石九斗五合

上畑壹町三反五畝拾五歩

高拾三石九斗六升五合

中畑壹町五反五畝五歩

高拾三石三斗六升五合

下畑壹町九反貳畝八歩

高六石貳斗壹升

下々畑壹町貳反四畝六歩

内壹反貳拾六歩

残り壹町壹反五畝歩

高貳石四升貳合

見附畑壹町貳畝六歩

内貳反貳拾六歩

残り七反六畝八歩

高七石五斗四升六合

屋敷六反八畝拾八歩

内四畝五歩

高貳斗貳升五合

桑七束半

内六歩七厘

高六斗八合

下々畑壹反五畝六歩

高壹石七斗九升八合

見附畑七反壹畝拾七歩

壹石三斗五升代

前々永引

有 反

壹石壹斗代

前々永引

有 反

九斗代

前々永引

有 反

七斗代

前々永引

有 反

見 取 場

壹石壹斗代

九斗代

七斗代

五斗代

前々永引

有 反

貳斗代

前々永引

有 高

壹石壹斗代

郷藏屋敷引

壹束ニ付三升代

前々永引

下初狩村より子年入

四斗代

右同断

貳斗五升代

卯二月

内五反壹畝貳拾四步

是ハ永引反歩此度改書

上候

分米壹石貳斗九升五合

高三升貳合

右同断

桑貳束

壹束ニ付壹升六合代

一山畑壹町九畝拾八步

大豆七斗六升七合

此取 稗六斗四升六合

一柴山九町四反四畝拾七步

此取米三石三斗壹升八合

一米貳斗貳升五合五勺

田方

寅年起返切出年貢

一米四升

畑方

右同断切出年貢

一田畑

見取無御座候

一炭木拾六束半

代永百拾八文

一薪百束

代永三百八拾五文

一入松貳束七分

代永貳拾七文

一千草棒四拾壹本

代永六拾八文五分

一萩五束

代永七文五分

一洪柿三斗九升

代永六拾五文

一萱六拾駄

代永三百文

一糠拾八俵

代永六拾九文

一藁拾八駄

代永百拾貳文五分

一青草四拾駄

代永百三拾三文五分

一栗(炭カ)六くひり

代永四文

一永貳貫貳百六拾六文

夫金千石夫江戸馬

一御伝馬宿入用米

米壹斗三升七合
代永百四拾文九分

一麦四拾七石七斗九合

金納ニ仕候

一此代米拾貳石五升八合

田米ニて引

一三石八斗四升四合七勺

畑米ニて引

是ハ田畑取米辻拾分一代米ニ成、但米壹升ニ麦三

升宛積り上納仕候、年々御引方ニ付取米相違無御

座候故、納麦高下御座候

一大豆七升九合

高掛り 金納ニ仕候
近坂畑分

此代米三升九合五勺

御継合右同断

是ハ代米壹升ニ大豆貳升宛納申候

一紬貳端

金納ニ仕候

此代米五斗五升

是ハ壹反ニ付代米貳斗七升五合宛代次合右同断

一麻貳抱

此代米三升六合

是ハ壹抱ニ付代米壹升八合宛代次合右同断

一漆桶繩拾六房

納申候

一米八石五斗六升九合

江戸廻米
金納ニ仕候

一御年貢米は

前々より金納ニ仕候

一絹紬運上は

請負人ニ御座候

近坂

立三拾七町
横三拾貳町

山元中津森村松木

一御林 木數合三万九千百拾本

三千貳百四拾六本 貳尺廻より貳尺五寸廻り迄

七千五百貳拾九本 壹尺廻より壹尺五寸廻り迄

貳万七千七百貳拾六本 三尺五寸廻より四尺廻り迄

六千六百九本 四尺廻より五尺廻り迄

右之御林ニて馬草・下刈は当村にて古来より取来り申

候、山守三人相立、時分大切ニ相守申候

一大豆貳俵壹斗六升 但シ三斗七升入、上初狩

村へ相納申候、是ハ黒畑山畑御年貢ニ御上納仕

候、代々当村名田ニて支配仕候、是ハ御公儀様御

直段ニて金子ニて相納申候

一用水堰

三ヶ所

是は当村用水田地へ掛ケ申候堰ニて御座候

一用水田地へ掛ケ水堀

三ヶ所

壹筋之堀、下大畑ケ之内四丁、当村之内八丁程水

通り候

壹筋堀、当村之内七丁余水通り申候

中堰

壹筋、下大幡村之内五拾間余通り申候

是ハ当村水無御座候て、度々日損相立申候ニ付、

秋元但馬守様御領分之節、田畑ニて水代永引ニ被

下、新堰被仰付候

一川除場

拾ヶ所

是は大幡境より金井村境迄、当村之内川除場數多

ク御座候ニ付、他村人足御出し被下仕候、田畑岸

ニ御座候故、洪水之節、跡々より永荒度々相立申

候

一橋貳ヶ所

内 壹ヶ所金井原橋
外 壹ヶ所大地沢橋

一右近坂道、是ハ甲府より往還ニて御座候、近坂沢より

ゆんへ橋迄三拾五丁、此ノ橋木近坂山ニて松木被下、

近村ニて道作来り申候

一田畑壹反ニ付拾ヶ年限り金三兩程

質物直段

壹反ニ付拾ヶ年限り金壹兩貳分程

質物直段

一畑年限り預ケ入上 壹反ニ付金壹分宛

一畑年限り預ケ入上 壹反ニ付金壹分宛

一 田年限り預ケ入上 沓反ニ付糶沓俵宛
一 拝借糶四拾沓俵 是ハ子之春中拝借仕候
一 御種拝借糶拾九俵 前々より拝借仕候
一 当時薪山は黒畑山、日向は馬草取申候場所、日かけハ
白野向ニては古来より薪取来り申候、当村より道のり
沓里御座候、此外大幡山ニて入込、薪取来申候、道の
り武里余御座候、古来より薪山之山手無御座候
一同 断 大幡山にて取申候、古来より取来りしあと
も山手無御座候
一 萱野山 大幡山ニて入込ニて取来り申候
干草棒・萩、先年より山手無御座候
一 郷藏沓軒 行間六間 地敷は高四斗五升八合
張間三間 是は卯之年大風ニて吹つふし申候
河原清兵衛様御支配之時御年貢地ニ罷成申候
一 当村家数五拾八軒
一 当村人数三百五拾四人 内男百七拾八人 女百七拾八人
一 当村商人貳人
一 当村出家三人
内 沓人は当夏信州より罷越申候 同心
一 紺屋式軒 御座候
一 大工沓人 御座候
一 牛馬 牛数三拾九疋 馬数貳拾沓疋
一 男女切米 男は沓ケ年ニ金三分程宛 女ハ沓ケ年ニ金貳分程宛
一 寺三ヶ寺并庵沓軒
内
宗洞宗金井村用津院末寺 (曹)
沓ケ寺 寺屋敷御年貢地 瑠理山玉泉院 (瑞カ)
外廟所十間半除ニて高反別無御座候
右同寺末寺
沓ケ寺 寺屋敷御年貢地 岩沢山積善院
外廟所十間右同断高反別無御座候
沓ケ寺 寺屋敷御年貢地 桂向山誓願寺
外廟所十五間右同断高反別無御座候
庵 柴山之内 当村誓願寺抱
玄 生
是は当夏信州より罷越候
一 除地 赤石山春日大明神
社領九畝貳拾四步除地 薄原村 神主 因幡守
水帳神主所持仕罷在候

社脇四尺式寸
一 ほから 四ヶ所
一 十王堂 三間四面 金井村桂林寺抱
一 千代堂 三間四面 沓ケ所
一 地藏堂 沓間四面 沓ケ所
一 当村氏神、祭礼は 無御座候
一 当村枝郷 無御座候
一 狛師鉄炮 無御座候
一 猪鹿威鉄炮 貳挺 拝 借
是ハ甲斐守様御代より御証文差上ケ預り置申候
(御代吉原) 預り主 弥右衛門 甚右衛門
一 用心鉄炮 貳挺 重兵衛 又兵衛
内 沓挺は玉目三匁五分
沓挺は玉目三匁五分
一定夫給 沓 人
是ハ百姓沓人ニ付夏秋貳升宛
一 当村蚕繭百六拾五石程 大積り
此代八拾貳両程
一 当村織出シ候絹紬四百疋程 大積り
百五拾疋程は手前こかい
此代百貳拾七両
内種代貳拾五両 但四百枚程
紺屋染代金拾両程
桑之代三拾五両程
残て貳百五拾疋程糸繭甲州相州より買上織買申候 (売カ)
一 田之こやし かり敷・馬屋こい
一 畑之こやし 馬屋こい
一 田沓反ニ付 糶種沓斗
一 畑沓反ニ付 麦種貳斗
但シ、苗代五月中迄三拾五日前、秋はとよう之内麦
まき申候
一 百姓耕作間ニは男は薪を取、渡世送申候、女は綱かせ
き仕、渡世送申候
一 大助伝馬は黒野田村へ罷出申候
是ハ大通り御座候節は大助ニ罷出候、通り次第高下
御座候、但シ御公儀より被仰付次第
一 御用ニ付名主江戸へ参候節は雑用金貳両
一切支丹御制禁礼場
是ハ村入用ニて御建被遊候

一 当村より江戸へは方角東

一 当村より道のり、江戸へ道のり廿五里、豆州三島へ十
五里、甲府へ道のり十卷里、相州小田原へ十七里、八
王寺へ道のり十六里、当村より谷村へ道のり廿五丁

一名主給米 壹石七斗八升

是ハ秋元但馬守様御代ニ御地頭より被下候、御料
ニ罷成不被下置候故、方より畑方石代を以給米、
田方石代を以金子ニ積り百姓出し候て、此外先年
より御定之通り諸役高拾石引申候

一 組頭給分 無御座候

諸役高壹人ニ付拾石宛引申候

一金貳朱 棒てい札壹枚

是ハ当村商人小売運上にて上納仕候

但シ、棒てい札枚ニ付金貳朱、茶札壹枚金壹分宛

一 当村へ入作

金井村

薄原村

拾三石六斗六升三合

平栗村

大畑村

一 当村より出作

下谷村

薄原村

五拾八石七斗七升貳合

金井村

平栗村

一 山川運上

無御座候 一金銀銅出候山

無御座候

一 御巢鷹山

無御座候 一御薬種

無御座候

一 医師

無御座候 一山伏

無御座候

一 鍛冶

無御座候 一木挽

無御座候

一 枝郷

無御座候 一狐師

無御座候

一 当村造酒屋

無御座候

一 当村切支丹類族

無御座候

一 当村追放者并御預り者

無御座候

一 欠落者

無御座候 一舟渡

無御座候

一 間屋

無御座候 一湊

無御座候

右は今度当村御支配所ニ罷成候ニ付、名主・年寄・惣百
姓立合吟味仕、差出帳無相違書付差上ケ申候、若相違之
儀御座候ハ、何様越度ニも可被仰付候、以上

享保十二末年

甲州都留郡

中津森村

伊左衛門

御代官様

(裏表紙)

渡辺儀兵衛

重左衛門

武右衛門

(中津森 渡辺正三家文書)

文化三年(一八〇〇)八月 中津森村指出帳

(表紙) 文化三年

甲斐国都留郡中津森村指出帳

寅八月

(後筆) 一東ハコウチ坂江戸ノ前橋端迄金井ト境、南ハ向山峰

ヨリ瀧ノ沢峰ヨリ龍ツブリハ幡沢マテ峰通平栗・加

畑ト境、西ハ八幡沢ヨリ石合見通シ大幡ト境、北ハ

コヲリ坂峰ヨリハツ入峰通大ダカヤ峰ヲカキリ、金

井四ヶ村御預立林境、東西凡五丁南北凡三丁

寛文九酉年秋元但馬守様御検地御水帳貳冊

甲斐国都留郡

一 高貳百貳拾六石五斗八升七合

中津森村

此反別貳拾貳町壹反四畝四步

(後筆) 一田百六拾四石三斗五升六合

畠六拾貳石貳斗三升壹合

桑九束半

(後筆) 一貳斗六升

一 田五畝步

見取

此取米七升壹合七勺

(後筆) 反壹斗四升三合三勺

(上取ハツ八分二厘四毛)

一 山畑壹町九畝拾八步

稗五斗三升五合

一 柴山九町四反四畝拾七步

此取米三石三斗壹升八合

(後筆) 一上田十五半 中田十三半 下田十一 下々田九

見付田七 畑上十一 畑中九 下七 下々五

見付畑七

御年貢之儀は前々より田畑共金納ニ仕候

一 近坂山松木御立林

壹ヶ所

東ハカキカケ峯ヨリ西芝平大岩マテ

立三拾四町四間

カキカケ峯通ウチ西畠境見通

横拾壹町拾壹間

是ハ中津森村・金井村・両初狩村四ヶ村にて御立林相

守申候、尤下木・下草之義は前々より右村へ被下置、

四ヶ村山元ニ御座候

山守 喜兵衛

一十王堂鋪地九坪

三百文 萱六拾駄代 永七文五分 萩五束代 永六

拾八文五分 干草棒四十卷本代 永六拾五文 波柿
三斗九升代 永貳貫貳百六拾五文九分 夫金 米尅
斗三升六合 御伝馬宿入用

米六拾七石貳斗三升六合

大豆五斗九升六合

納合

稗五斗三升五合

永三貫五百五拾五文九分

┐

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。
(富士吉田市 加々美四郎家文書)